

## 『業務委託における遠隔臨場検査』に関する試行要領

本要領は、千葉県県土整備部及び農林水産部が発注する業務委託における遠隔臨場検査の実施方法等について定めるものである。

本要領における遠隔臨場検査とは、動画撮影用カメラ（Webカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して「検査」を行うことをいう。

### 1. 目的

業務委託において遠隔臨場を適用して、受発注者の作業を効率化し、円滑に検査を実施することを目的とする。

### 2. 試行対象業務委託

千葉県県土整備部及び農林水産部が発注する全ての測量、調査、設計等の業務委託において、受注者が希望した場合に適用する。

### 3. 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『千葉県測量、地質・土質調査及び土木設計業務等共通仕様書』、『千葉県公共建築設計業務委託共通仕様書』、『千葉県公共建築工事監理業務委託共通仕様書』、『千葉県公共建築地盤調査共通仕様書』、『農業農村整備事業 測量業務共通仕様書』、『農業農村整備事業 地質・土質調査業務共通仕様書』、『農業農村整備事業 設計業務共通仕様書』及び『千葉県委託設計業務等検査要綱』に定める、検査を実施する場合に適用する。動画撮影用カメラ（Webカメラ等）の機器を用いて、Web 会議システム等を利用することにより、調査（監督）職員及び検査監が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に、検査の立会いとして遠隔臨場を利用することが出来るものとする。

### 4. 遠隔臨場検査（出来形検査、中間検査、完成検査）の実施方法

#### （1）事前協議

検査前までに、受発注者の協議により遠隔臨場検査を実施するか否かを決定する。遠隔による検査の実施について、調査（監督）員は検査監と十分調整を行うこと。

## (2) 遠隔臨場検査の実施

### ① 資機材の確認

受注者は、事前に調査（監督）員等と動画撮影用カメラ（Webカメラ等）やWeb会議システム等の仕様、通信状況等について確認を行う。

### ② 遠隔臨場検査の実施

#### a) 書類検査

受注者は、受注者の立会人について検査監の確認を受けること。また、受注者は検査監の指示に従い、検査書類の説明等を行い、必要な情報について表示し、検査監による確認を得ること。また、終了時には、検査監による実施結果の確認を得ること。

#### b) 実地検査（現地確認が必要な場合）

受注者は、検査監の指示に従い、現地での実測等を行い、検査監による確認を得ること。また、終了時には、検査監による検査結果の確認を得ること。

## 5. 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用する動画撮影用カメラ（Webカメラ等）の資機材は受注者が準備、運用するものとする。利用するWeb会議システムは、発注者が保有するインターネット通信が可能な端末等で利用が可能であり、発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に調査（監督）員の了解を得るものとする。

資機材の仕様における参考数値を参考資料「2. 動画撮影用カメラとWeb会議システム等に関する参考値」に示す。ただし、記載の参考数値については、今後の映像・通信技術向上により、参考数値が適切でなくなる場合も想定されることから、適用を拘束するものではなく、受発注者間にて協議の上、判断するものとする。

なお、発注者側にて準備している動画撮影用カメラ（Webカメラ等）や既に使用している Web会議システム等がある場合、また特記仕様書等に資機材準備の別途記載がある場合はこの限りではない。

## 6. 費用について

遠隔臨場検査にかかる費用については受注者の負担とする。

## 7. 試行の実施方法

試行を実施するにあたり、発注時に「業務委託における遠隔臨場検査の試行に関する特記仕様書」を適用する旨を記載し実施することとする。

## 8. 効果の把握

本試行を通じた効果の検証及び課題の抽出等のため、受注者を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は協力すること。

## 9. 留意事項等

遠隔臨場検査にあたっては、以下に留意する。

- (1) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。
- (2) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

## 附 則

この要領は、令和7年1月6日から施行する。

## 参考資料

### 1. 適用範囲についての解説

遠隔臨場による検査は、『千葉県測量、地質・土質調査及び土木設計業務等共通仕様書』等に定める「検査」において、調査(監督)職員、業務主任技術者、管理技術者が立会の上、検査を行う事項に該当し、この場合における臨場にて行う行為に動画撮影用カメラ（Webカメラ等）の機器を用いて、その内容について業務の完了を確認する方法を記載したものである。

動画撮影用カメラ（Webカメラ等）と Web会議システム等を利用することにより、検査監が確認するのに十分な情報を得ることができると調査（監督）員が判断した場合に、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。なお、十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの検査を実施する。

### 2. 動画撮影用カメラと Web 会議システム等に関する参考値

表 1-1 動画撮影用のカメラに関する参考数値

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480 以上	カラー
	フレームレート：15fps 以上	
音声	マイク：モノラル（1 チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1 チャンネル）以上	

表 1-2 Web 会議システムに関する参考数値

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大 50Mbps、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート（VBR）：平均 1 Mbps 以上	

画素数と最低限必要な通信速度を示す。なお、下表は目安であり、利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意する。

表 1-3 画質・画素数と最低限必要な通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×480	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×1080	3.0Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により、仕様を満たさない場合があるため、注意すること。（例：使用する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様を満たさないことがある。）

## 業務委託における遠隔臨場検査の試行に関する特記仕様書

### 1. 遠隔臨場検査の試行

本試行では、動画撮影用カメラ（Webカメラ等）と Web会議システム等を介して「検査」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『業務委託における遠隔臨場検査に関する試行要領（以下、「試行要領」という。）』の内容に従い実施する。

### 2. 遠隔臨場の適用について

受注者希望型とする。なお、遠隔臨場の適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、実施することとする。

### 3. 実施内容

#### (1) 検査での確認

受注者が動画撮影用カメラ（Webカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「検査」を行うものである。

#### (2) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用カメラ（Webカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は調査（監督）員等と協議し決定するものとする。

#### (3) 費用

検査に係る遠隔臨場については、受注者の負担とし費用は計上しない。